**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二十八条の三、第二十八条の四、第五十三条の二、第五十三条の七、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（子ども・子育て支援施設等の別段の申出）

**第二条**　子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号。以下「令和元年改正法」という。）附則第三条ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該申出に係る幼稚園（令和元年改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十四号。以下「新法」という。）第七条第十項第二号に規定する幼稚園をいう。第一号及び次条において同じ。）又は特別支援学校（新法第七条第十項第三号に規定する特別支援学校をいう。第一号及び次条において同じ。）の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。

一　当該申出に係る幼稚園又は特別支援学校の名称及び所在地並びにその設置者及び管理者の氏名及び住所

二　令和元年改正法附則第三条本文の規定に係る確認を不要とする旨

（別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者に係る届出）

**第三条**　令和元年改正法附則第三条ただし書の規定による別段の申出をしない幼稚園又は特別支援学校の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除く。）は、この府令の施行の日までの間に、第五十三条の二第五号に掲げる書類を、当該幼稚園又は特別支援学校の所在地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。）に提出しなければならない。

（令和元年改正法附則第四条第二項の規定により市町村が条例を定めた場合における技術的読替え）

**第四条**　令和元年改正法附則第四条第二項の規定により、市町村が条例を定めた場合における第五十三条の七の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|---|---|
| 第五十三条の六 | 一　当該特定子ども・子育て支援提供者の名称<br>二　当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地<br>三　確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日<br>四　確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間<br>五　子ども・子育て支援施設等の種類<br>六　特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項を満たしているか否かの別 |
| | 一　当該特定子ども・子育て支援提供者の名称<br>二　当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地<br>三　確認をし、若しくは確認を取り消した場合又は確認の辞退があった場合にあっては、その年月日<br>四　確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間<br>五　子ども・子育て支援施設等の種類<br>六　特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第十項第五号に掲げる事業にあっては、第二十八条の十八第三項を満たしているか否かの別<br>七　法附則第四条第二項の規定による条例で定める基準への適合状況 |

**○内閣府令第七号**

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （趣旨）<br>**第一条**　特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。<br>［一～三　略］ | （趣旨）<br>**第一条**　特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。<br>［一～三　同上］ |